

教育委員会の事務局及びその所管に属する教育機関
 人事委員会事務局
 監査委員事務局
 警察本部長並びに警察本部及び警察署
 労働委員会事務局

知事の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

知事の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部を改正する訓令

知事の権限に属する事務の補助執行に関する規程（昭和41年岩手県訓令第29号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(教育委員会の事務局等の職員に補助執行させる事務)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p><u>6</u> [略]</p> <p><u>7</u> [略]</p> <p><u>8</u> 第1項第1号及び第2号並びに第2項第5号に掲げる事務について、教育委員会事務局の学校教育室長及び総括課長（学校教育室長又は総括課長が直接事務を担当する場合に限る。）、<u>監</u>、課長並びに担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p><u>9</u> [略]</p> <p><u>10</u> 第1項第1号及び第2号並びに第2項第5号に掲げる事務について、教育委員会事務局教育企画室予算財務課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>第6項第14号</u>に規定する以外の国庫支出金に関すること。</p> <p>(3)～(10) [略]</p> <p>(11) 第2号及び<u>第6項第15号</u>に規定する以外の1件の金額1億5,000万円未満の債権の発生の原因となる契約の締結その他の行為をすること。</p> <p>(12)～(17) [略]</p> <p><u>11</u> [略]</p> <p><u>12</u> [略]</p> <p><u>13</u> [略]</p>	<p>(教育委員会の事務局等の職員に補助執行させる事務)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p><u>6</u> <u>第1項第2号</u>に掲げる事務について、<u>教育委員会事務局首席</u>服務管理監の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>補助事業の検査</u>に関すること。</p> <p><u>7</u> [略]</p> <p><u>8</u> [略]</p> <p><u>9</u> 第1項第1号及び第2号並びに第2項第5号に掲げる事務について、教育委員会事務局の学校教育室長及び総括課長（学校教育室長又は総括課長が直接事務を担当する場合に限る。）、<u>教育企画推進監</u>、<u>学校教育企画監</u>、<u>服務管理監</u>、課長並びに担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p><u>10</u> [略]</p> <p><u>11</u> 第1項第1号及び第2号並びに第2項第5号に掲げる事務について、教育委員会事務局教育企画室予算財務課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>第7項第14号</u>に規定する以外の国庫支出金に関すること。</p> <p>(3)～(10) [略]</p> <p>(11) 第2号及び<u>第7項第15号</u>に規定する以外の1件の金額1億5,000万円未満の債権の発生の原因となる契約の締結その他の行為をすること。</p> <p>(12)～(17) [略]</p> <p><u>12</u> [略]</p> <p><u>13</u> [略]</p> <p><u>14</u> [略]</p>

14 [略]
15 [略]
16 [略]
17 [略]
18 [略]
19 [略]
20 [略]

15 [略]
16 [略]
17 [略]
18 [略]
19 [略]
20 [略]
21 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。